

令和8年度当初予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
次期基幹システム構築事業費	デジタル戦略課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
1,431,804	令和9年度～10年度	1,431,804				

[事業の目的]

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の制定により、地方公共団体における事務処理内容の共通性や住民利便性の向上、地方行政運営の効率化の観点から、対象となる住民基本台帳、個人住民税等の20業務のシステムを標準準拠システムへ移行することとなった。その移行期限は令和7年度末と定められていたが、期限までに移行が完了しないシステム（特定移行支援システム）が全国的に多くあることなどにより、国は、移行期限を令和12年度末に延長した。

本市においても、対象20業務全てが事業者都合により特定移行支援システムとなったことから、令和10年度の移行に向けて取組を進める。

[事業の内容]

令和10年度までに国が示す標準準拠システムの仕様にあったシステムへの移行及び環境を構築し、行政運営の効率化と市民サービス品質の向上を目指す。

[これまでの関連する取組]

令和5年11月	1回目のR F I（情報提供依頼）実施
令和6年7月	既存業者のみ対応可であったため、既存業者を導入業者に選定しプロジェクト開始
令和6年9月	選定業者より、移行期限である令和7年度の移行に対応できない旨の通知
令和6年10月	全20業務の移行が困難であることについて国に申請
令和6年12月	選定業者より、移行予定期が令和11年1月と示される
令和7年8月	2回目のR F I実施 4者から令和10年度の稼働が可能と回答があったため、導入事業者及びスケジュールの見直しを実施 令和11年1月の移行を条件として、3回目のR F I実施 4者から回答があり、うち3者は20業務対応可能と回答 令和8年度にプロポーザルを実施し導入業者を選定することを決定

[今後の取組]

2月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり

令和8年6月：業者選定

令和8年8月～令和10年12月：システム構築、B P R実施

生活保護システムは令和8年度中にシステム構築し、令和9年4月に稼働開始

健康管理システムは令和9年度中にシステム構築し、令和10年4月に稼働開始

令和10年4月～令和10年12月：運用テスト、職員研修

令和11年1月：稼働開始